

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器圧力抑制室温度記録計において、チャート送り動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
2	1号機	サービス建屋給気ファンにおいて、Vベルトに弛み（2本）が認められたため、当該Vベルトを点検及び対応検討	D	
3	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）において、チューブリークの可能性が認められたため、当該熱交換器を点検・修理	D	
4	2号機	主タービン主塞止弁スイッチロッド（4本）の搬出前確認時、搬出物品確認申請書・確認書の取扱区分欄の記載に誤記が認められたため、対応検討	D	
5	2号機	所内ボイラ（A）給水流量計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、対応検討	C	H20年5月29日 再審議にて グレード変更 D → C
6	3号機	タービン発電機軸受温度記録計において、スラスト軸受前側右部メタル温度（打点13）に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該記録計及び検出回路を点検・修理	D	
7	3号機	消火系電動機駆動消火ポンプにおいて、制御不良（系統差圧が自動起動設定値に達していないにもかかわらず、当該ポンプが自動起動）が認められたため、当該ポンプ起動用差圧スイッチを点検・修理	D	
8	5号機	復水前置ろ過装置現場制御盤監視用モニタカメラの点検時、映像不良が認められたため、当該カメラ内部の電源回路を点検・修理	D	
9	5号機	常用換気空調系冷却装置（G）の送風機（A）駆動用電動機の点検時、プーリーV溝に摩耗及びプーリー、キーに腐食が認められたため、当該電動機を修理	D	
10	5号機	所内ボイラ室換気空調用冷却装置冷却水ポンプ駆動用電動機の点検時、反負荷側ブラケットハウジング部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
11	5号機	常用換気空調系冷却装置（G）の送風機（B）駆動用電動機の点検時、プーリーV溝に摩耗及びプーリー、キーに腐食が認められたため、当該電動機を修理	D	
12	5号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器用逆洗水圧力計において、指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
13	5号機	所内ボイラ（B号缶）戻り重油流量指示計において、指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該流量計装系を点検・修理	D	
14	5号機	原子炉建屋5階に設置のエリア放射線モニタ（Ch. 4）において、指示不良（変動及びダウンスケール）が認められたため、当該モニタを点検・修理	C	
15	6号機	主復水器逆洗弁ピットサンプポンプ（B）駆動用電動機の点検時、端子箱に腐食が認められたため、当該端子箱を点検・修理	D	
16	6号機	主復水器逆洗弁ピットサンプポンプ（A）駆動用電動機の点検時、端子箱に腐食が認められたため、当該端子箱を点検・修理	D	
17	6号機	原子炉自動減圧系サクシヨンスナッパ（B）ドレンタンク連絡弁において、グランド部より窒素の微少リークが認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
18	集中環境施設	補助ボイラ運転日誌の作成時、軽油流量積算計の読み間違いにより、当該積算値に誤記が認められたため、対応検討	D	
19	その他	海生物処理設備洗浄貝切出装置（B）において、過負荷による動作不能が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
20	その他	低レベル放射性廃棄物埋設確認申請データの審査において、充填固化体（2000本のうち2本）の上部空隙値に社内管理値外れが認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで